

鳥栖市投げ込み資料

平成30年5月1日

報道機関各位

鳥栖市契約管財課長 三橋 和之

鳥栖市入札参加資格者の指名停止について

このことについて、平成30年5月1日付けで別紙のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

(担当) 契約管財課契約検査係 森山、轟木

Tel 85-3547

指 名 停 止 概 要

鳥栖市

鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）により、鳥栖市指名停止委員会において審議し、平成30年5月1日付けで下記のとおり決定いたしました。

記

1 指名停止業者

業 者 名 株式会社 高取造園土木
代 表 者 代表取締役 高取 陪生
所 在 地 佐賀県鳥栖市立石町117

2 事案概要

株式会社高取造園土木は、平成29年10月5日、鳥栖市原古賀町の佐賀川久保鳥栖線外道路橋りょう保全委託（緑化対策）工事現場において、同社社員に高所作業車を用いて道路脇の街路樹の剪定作業を行わせるに当たり、同車の作業バケット上の社員に安全带を使用させず、危険を防止するための必要な措置を講じなかったとして、平成30年4月5日に鳥栖簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金20万円の略式命令を受けたため。

3 指名停止理由

当事案が「措置要領」別表第1第8号（安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

4 指名停止期間

平成30年5月2日から平成30年5月15日まで（2週間）

5 平成27・28・29年度発注実績

平成27年度

鳥栖市公共下水道事業 汚水柵（その5）設置工事 ほか9件

平成28年度

朝日山公園（その4）管理業務 ほか4件

平成29年度

酒井西・真木線ほか10路線樹木管理業務 ほか9件

参考：指名実績

平成27年度 25件

平成28年度 26件

平成29年度 23件